

日進市空家等対策計画(案) パブリックコメント実施結果について

意見募集期間 平成29年1月26日(木)から平成29年2月24日(金)まで

意見提出者 1名

提出意見数 3件

	項目	意見の内容	市の考え方
1	P41 3 空家等の購入者等に対する支援	定住促進リフォーム補助交付（上限30万円）については必要ない。 理由：（1）本市人口動向によれば（P3）現在も増加している。 （2）住みよさランキングでは愛知県内4位で居住性にも優れており、過疎地となる懸念は無いと判断される。（3）補助金を交付してまで空家対策をすることには疑問。マイホーム取得資金としてそれなりの蓄えをしている。	本市人口の動向は、今後も増加すると推計されておりますが、高齢者単独世帯の増加も予測されております。また、本市において世帯数に対して住宅が供給過多になってきていることから、空家対策の推進が必要と考えております。 日進市空家バンク定住促進リフォーム補助については、日進市人口ビジョン・総合戦略で推進するライフステージに合わせた定住化支援施策の一環でありますので、事業の有効性等を検討しつつ、推進していきます。 ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。
2	P23 3-3 対象とする空家等の種類	対象となる空家等の種類に共同住宅（マンション・アパート等）も対象にする。	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第2条で規定する「空家等」とは、「・・・ <u>居住その他の使用がなされていないことから</u> ・・・」と規定されていることから、共同住宅で「空家等」に該当する場合は、共同住宅全体が、居住その他の使用がなされている部屋等がまったくない状態となります。 また、共同住宅については、共同住宅オーナーや不動産業者等に管理責任があることから、1部屋でも使用している状態であれば、周辺環境への影響を及ぼすような管理不全状態になる可能性は低いと考えております。 しかし、わかりやすい表現とするため、P23で「・・・廃業した「店舗」 <u>など</u> に・・・」とした内容を、次のとおり変更します。 【P23 変更内容】 ・・・廃業した「店舗」、「共同住宅」においても、周辺に悪影響を及ぼす可能性があるものなどに対し、今後、調査を検討し、・・・
3		「賃貸」も対象にする。【内容・要旨】 理由：図3-7によれば「賃貸しても良い」が13%、「自分又は家族が管理する」が46%となっている。 1) 賃貸に対する適用法規・・・定期借家権契約により賃貸期間を確定する。（定期借家権：契約の終了時に更新しないという条件で賃貸する制度。2003年3月施行。） 2) 賃貸の活用先 あ) 地域活動の場や活動拠点 い) 住宅保護受給者	計画の対象とする空家等の種類につきましては、P23のとおり「一戸建ての住宅、一戸建ての住宅（空家予備軍）」としております。そのため、一戸建ての住宅であれば、賃貸も含んだ計画となっております。 なお、「2) 賃貸の活用先 あ)」の意見につきましては、P53の「空家等のまちづくり施設への転用促進」の活動・制度等の取組内容等として、「空家等を利用した「つどいの場」等の居場所づくりを展開」に該当する取組となります。 また、「2) 賃貸の活用先 い)」の意見につきましては、空家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上の実現を目的・効果として検討されている「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する措置法の一部を改正する法律案」が平成29年2月3日に閣議決定され、第193回国会（常会）提出法律案となったことから、P36「（4）国・県・民間団体の支援策 〈現状〉」に次の内容を追加します。 【P36（4）国・県・民間団体の支援策 〈現状〉の追加内容】 ○平成29年2月3日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第193回国会（常会）提出法律案となったことから、空家等を活用することで住宅セーフティネット機能を強化し、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現する施策の推進が必要になってきます。 合わせて、P52「表 4-1 本計画を推進するための施策一覧」の「税制・財政等支援策の周知・啓発」における利活用促進対策として。次の取組内容等を追加します。 【P52 「税制・財政等支援策の周知・啓発に追加する取組内容等】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する措置法の改正にあわせ、空家等を活用した住宅確保要配慮者に対する住宅確保対策などを検討